

加美町体育協会会則

第1章 総則

- 第1条 この会は、加美町体育協会（以下「本会」という。）と称する。
- 第2条 本会の事務所は、加美町教育委員会生涯学習課内に置く。
- 第3条 本会は、町民の体力向上並びに健康増進を図り、スポーツを通して明るい町づくりに寄与することを目的とする。

第2章 事業

- 第4条 本会は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) スポーツを通して町民の親睦、融和、協調を図る。
 - (2) 各種スポーツ大会の開催。
 - (3) スポーツ教室、講習会並びに研修会の開催。
 - (4) 他の市町村及び上部団体との連絡協調。
 - (5) 各種スポーツ指導者の養成。
 - (6) 青少年スポーツ活動の啓蒙・普及。
 - (7) 体育功労、功績の表彰。
 - (8) その他、目的達成に必要な事業。

第3章 会員及び組織

- 第5条 本会会員は、本会の目的に賛同する町民及び町内のスポーツ団体、地区団体、並びにその他団体（以下「加盟団体」という。）をもって組織する。
- 2 本会に加入、若しくは脱退の報告があった場合は、理事会の承認を得て、総会で報告するものとする。

第4章 役員

- 第6条 本会に次の役員を置き、任期は2年とする。但し、再任を妨げない。
- | | | | |
|---------|----|----------|-----|
| (1) 会長 | 1名 | (4) 副理事長 | 2名 |
| (2) 副会長 | 3名 | (5) 理事 | 若干名 |
| (3) 理事長 | 1名 | (6) 監事 | 3名 |
- 2 任期中に役員欠員が生じた場合、後任役員任期は残任期間とする。

- 第7条 本会の会長、副会長は理事会で選出し、総会において承認する。
- (1) 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
 - (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。
 - (3) 理事長、副理事長は、理事の互選とし会長の命を受けて会務を掌理する。
 - (4) 理事は、加盟団体からの推薦とし総会の承認を得る。

第8条 監事は会長が委嘱し、本会の会計を監査し、総会に報告する。

第9条 事務局は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

- 2 事務局は、本会運営上の事務業務及び会計業務を処理する。

第5章 顧問及び参与

- 第10条 本会に顧問及び参与を置くことができる。
- 2 顧問及び参与は、スポーツ功労者、学識経験者の中から総会において推薦し、会長

がこれを委嘱する。

- 3 顧問及び参与は、会長の諮問に応じ、会長が必要と認めた時は本会の会議に出席して意見を述べることができる。

第6章 会議

- 第11条 本会の会議は、総会、運営委員会、理事会、専門委員会、加盟協会長会議とする。
- 2 総会、運営委員会及び加盟協会長会議は会長が招集する。
 - 3 総会は、役員及び加盟協会長及び3名の代議員をもって構成し、年1回開催する。但し、会長が必要と認めた時は臨時総会を開くことができる。

第12条 総会は、次の事項を審議し議決するものとする。

- (1) 本会の事業について
- (2) 決算及び予算について
- (3) 会則の改正・廃止について
- (4) 役員を選任について
- (5) その他、必要な事項について

第13条 運営委員会は、次の者をもって構成する。

- | | |
|---------|----------------------|
| (1) 会長 | (4) 副理事長 |
| (2) 副会長 | (5) 専門委員会委員長 |
| (3) 理事長 | (6) 加美町スポーツ少年団本部副本部長 |

第14条 理事会は理事長が招集し、総会に提出する案件及び会長より付託された事項について審議する。

- 2 理事長に事故ある時は、副理事長がその職務を代行する。
- 3 理事会は、随時開催する。
- 4 理事会に、会長及び副会長は出席する。

第15条 会議の審議事項は、出席者の過半数をもって決議する。

第7章 専門委員会

- 第16条 本会に必要なに応じて専門委員会を置くことができる。
- 2 専門委員会については、別に定める。

第8章 会計

- 第17条 本会の経費は、会費、補助金、負担金、寄付金、その他の収入をもって充てる。
- 第18条 本会の会費については、別に定める。
- 第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附則

- 1 本会則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 本会則は、平成16年4月21日から施行する。
- 3 本会則は、平成17年5月20日から施行する。
- 4 本会則は、平成21年4月18日から施行する。
- 5 本会則は、平成24年4月14日から施行する。
- 6 本会則は、平成27年4月18日から施行する。
- 7 本会則は、平成29年4月22日から施行する。